

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について

高 校 教 育 課

1 改正の理由

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行による新たな任期付職員制度の導入に伴い、任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年長野県条例第 31 号）第 4 条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員（以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。）の産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給に関する教育委員会規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

規則名	改正の内容
産業教育手当の支給に関する規則 （昭和 33 年長野県教育委員会規則第 3 号）	特定業務等従事任期付短時間勤務職員の産業教育手当及び定時制通信教育手当の月額計算において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって、その者の手当の月額とする。
定時制通信教育手当の支給に関する規則 （昭和 36 年長野県教育委員会規則第 1 号）	

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給
に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び同法」を「、同法」に、「について」を「及び
任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定
により採用された短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

- (1) 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3
号）第3条
- (2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規
則第1号）第3条

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

○産業教育手当の支給に関する規則

改正案	現行
<p>(再任用短時間勤務学校職員等の産業教育手当の月額^の端数計算)</p> <p>第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。)、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>(再任用短時間勤務学校職員等の産業教育手当の月額^の端数計算)</p> <p>第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。)<u>及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p>

○定時制通信教育教育手当の支給に関する規則

新旧対照表

改正案	現行
<p>(再任用短時間勤務学校職員等の定時制通信教育手当の月額^の端数計算)</p> <p>第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。)、<u>同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の6第1項及び第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</u></p>	<p>(再任用短時間勤務学校職員等の定時制通信教育手当の月額^の端数計算)</p> <p>第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。)<u>及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の6第1項及び第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</u></p>